

( 仮 称 ) 洋 野 風 力 発 電 事 業

環 境 影 韻 評 価 準 備 書 に つ い て の

意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和4年11月

洋野風力開発株式会社



## 目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧 .....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所 .....	2
(4) 縦覧期間 .....	2
(5) 縦覧者数 .....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催 .....	2
(1) 公告の日及び公告方法 .....	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数 .....	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握 .....	3
(1) 意見書の提出期間 .....	3
(2) 意見書の提出方法 .....	3
(3) 意見書の提出状況 .....	3
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解 .....	4



# 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

## 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

### (1) 公告の日

令和4年8月17日（水）

### (2) 公告の方法

#### ① 日刊新聞紙による公告

令和4年8月17日（水）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1]

・デーリー東北（朝刊）

・岩手日報（朝刊）

#### ② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

なお、8月号掲載の住民説明会日程に誤りがあったため、9月号にて修正を行った。

[別紙2(1)]

・広報ひろの 8月号（Vol.200）P22

・広報ひろの 9月号（Vol.201）P26

#### ③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙2(2)～(4)]

・洋野町ホームページ

・岩手県ホームページ

・関連会社の日本風力開発ホームページ

### (3) 縦覧場所

自治体庁舎 1か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

#### ① 自治体庁舎

- ・洋野町役場種市庁舎 2階企画課

(岩手県九戸郡洋野町種市 23-27)

#### ② インターネットの利用

[別紙 2(4)]

以下ホームページに準備書の内容を掲載した。

<https://data.jwd.co.jp/info/hirono/>

### (4) 縦覧期間

令和 4 年 8 月 17 日（水）から令和 4 年 9 月 16 日（金）までとした。

縦覧時間は土日祝日を除く 9 時から 17 時まで、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

### (5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 0 名であった。

## 2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

#### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙 1]

#### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和 4 年 9 月 9 日（金）18 時 00 分から 19 時 30 分まで
- ・開催場所：洋野町民文化会館セシリ亞ホール 1 階コミュニティホール  
(九戸郡洋野町種市第 24 地割 124-3)
- ・来場者数： 22 名

### **3. 環境影響評価準備書についての意見の把握**

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙3~4]

#### **(1) 意見書の提出期間**

令和4年8月17日（水）から令和4年9月30日（金）までの間  
(郵便受付は当日消印有効とした。)

#### **(2) 意見書の提出方法**

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

#### **(3) 意見書の提出状況**

意見書の提出は3通であった。

## 第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は25件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

### 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>■意見1 意見は要約せずに、すべての意見それぞれに誠実に事業者見解を述べること</p> <p>本準備書の保全措置ではコウモリ類への深刻な悪影響が予想されることから意見を述べる。本意見書の内容を勝手に要約しないこと。要約されることで、貴社の作為が入る恐れがあることから、「事業者見解」には本意見書の内容を全文公開すること。また、同様の理由から本意見書の意見については、すべての意見について<u>科学的根拠を示しながら</u>、個別に丁寧かつ誠実に回答すること。科学的根拠を持たない「事業者見解」をコピーして繰り返す言い逃れ・ごまかしは認めない。また、本意見書の内容の順序を勝手に並び替えることも認めない。</p>	頂戴した意見書について全文公開し、事業者の見解を作成します。
2	<p>■意見2 風速3m/s以上でもコウモリ類の飛翔が多い</p> <p>P734には「v. 風速とコウモリ類の確認状況の関連性」が述べられており、コウモリ類の飛翔が多いのは風速3m/s未満であったという結果が記されている。しかし、図10.1.4によれば風速3m/s以上でもコウモリ類の訪問頻度が高いグループがあり、記述内容と異なっている。作為的にコウモリ類の飛翔は低風速時の方が多いと誘導したいのではないのであれば、P734を訂正し、正確な記述を行うこと。</p>	コウモリ類の確認回数が多く確認された風速は3m/s未満であり、確認回数の傾向としては相違ありません。また、風速3m/s以上の確認回数につきましても記録した結果を準備書において記載しております。
3	<p>■意見3 「各風速におけるコウモリ類の出現回数/実測した10分間平均風速の観測回数」の再計算は不要である</p> <p>P734には「v. 風速とコウモリ類の確認状況の関連性」が述べられており、コウモリ類の飛翔が多いのは風速3m/s未満であったという結果が記されている。さらにここから「各風速におけるコウモリ類の出現回数/実測した10分間平均風速の観測回数」を再計算するという手順を踏んでいるが、「各風速におけるコウモリ類の出現回数/実測した10分間平均風速の観測回数」の必要性について合理的な説明を行うこと。多くの場合、「各風速におけるコウモリ類の出現回数/実測した10分間平均風速の観測回数」による再計算を行えば、コウモリ類の多く出現する風速はより低風速側に誘導されるのは自明である(P735~742)。これはバットストライク被害のリスクが軽微であると見せかけたいがための再計算にほかならず不要である。</p>	準備書に記載のとおり、「各風速におけるコウモリ類の出現回数/実測した10分間平均風速の観測回数」は、風速の頻度によるコウモリ類の出現回数のばらつきをなくすことを目的として、コウモリ類が出現しやすい風速帯を把握する際の参考としました。

4	<p>■意見 4 ヒメホオヒゲコウモリの正確な分布が示されていない P909 にヒメホオヒゲコウモリの影響予測が整理されているが、分布地に四国が抜けている。</p>	<p>ヒメホオヒゲコウモリの分布域に四国が含まれる文献が確認された場合には、評価書において追記いたします。</p>
5	<p>■意見 5 ライトアップの不使用は「低減」措置ではなく、「回避」措置である P1227 に「動物に係わる環境保全措置」が整理されており、この中で鳥類とコウモリ類に対する「低減」措置として、ライトアップの不使用が挙げられている。しかし、ライトアップの不使用は「低減」措置ではなく、「回避」措置である。本準備書を訂正すること。</p>	<p>ライトアップを実施しないことで、光に誘因されやすいと考えられる鳥類及び昆虫類の一部の種については、影響が回避される可能性が高まります。しかし、光の有無に大きな影響を受けない鳥類及び昆虫類に関しては、風力発電機の周囲での確認がゼロになることはないと考えますので、動物への影響としては「低減」と考えます。</p>
6	<p>■意見 6 ライトアップの不使用でバットストライク被害が回避できるのか? 近年、日本各地の風力発電所からバットストライクの被害が報告されている。これら多くの風力発電所ではライトアップを行っていない。にも拘わらず、本事業ではライトアップを実施しないことでバットストライク被害を回避できるとする科学的な根拠を示すこと。</p>	<p>5にて回答の通り、ライトアップの不使用は鳥類及び昆虫類への影響がゼロになることはないと考え方から、回避ではなく低減であると考えております。</p>
7	<p>■意見 7 国内で発生しているバットストライク被害について整理すること 近年、日本各地の風力発電所からバットストライクの被害が報告されている。そこで国内でこれまでに学術報告書、環境アセスメント書、事後調査報告書、その他で報告されているバットストライクの発生実態を事業者見解に整理すること。この中では風力発電所名・都道府県・被害種・被害個体数・被害の発生時期・当該風力発電所におけるライトアップの有無を記すこと。</p>	<p>国内で発生しているバットストライクの発生実態を以下にお示しいたします。なお、公表されている資料からはライトアップの有無等は確認できませんでした。</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体合計 9 個体、被害の発生時期：平成 30 年 4 月、7~9 月、「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体合計 2 個体、被害の発生時期：平成 30 年 10 月、「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスマエコパワー株式会社）北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第 2 回）」（令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業事後調査報告書」（平成 22 年 6 月、株式会社ジェイウインド）福島県</p>

		<p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、ア布拉コウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種(フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ) 1 個体、コウモリ類 1 個体合計 9 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価書」(令和 2 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体、被害の発生時期：令和元年 8 月、「姫神ウンドパーク事業事後調査報告書」(令和 2 年 10 月コスモエコパワー株式会社) 岩手県</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体、被害の発生時期：平成 29 年 9 月、「(仮称) 新むつ小川原ウンドファーム事業環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県</p> <p>※ヒナコウモリ 1 個体、被害の発生時期：令和元年 9 月、「(仮称) 新岩屋ウンドパーク事業環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県</p> <p>※ヒナコウモリ科の一種 2 個体「ユーラス大豊ウンドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 年 5 月、合同会社ユーラス大豊風力) 高知県</p> <p>※ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(公開版)」(令和 3 年 3 月、株式会社 A-WINDENERGY)秋田県</p> <p>※クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体合計 4 個体「せたな大里ウンドファーム環境影響評価報告書」(2021 年 8 月、株式会社ジェイウインドせたな) 北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 年 8 月、掛川風力開発株式会社) 静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウンドファーム環境影響評価報告書」(令和 3 年 10 月、株式会社ユーラスエナジー・ホールディングス) 宮城県</p>
8	<p>■意見 8 環境保全措置に発電機の稼働制限を追加すること</p> <p>風力発電所の建設におけるコウモリ類への悪影響の発生について有効な「回避」措置ではなく、ライトアップの不使用では眞の意味で有効な「低減」措置にはなり得ないことから、本事業計画においては発電機の稼働制限(カットイン速度の高速側へのシフトと低風速時のブレードフェザリングの実施)を環境保全措置に追加すること。欧米ではすでに確立した保全措置であり、国内でも導入が始まっている。</p>	<p>専門家の助言を踏まえ、バットストライクの死骸調査のみならず、風力発電機の建設後にはバットディテクターを用いた事後調査を実施することとしております。</p> <p>事後調査の結果を踏まえて、適宜専門家の助言を得ながら、環境保全措置を検討いたします。</p>
9	<p>■意見 9 ヒナコウモリの出産・哺育コロニーに深刻な影響を及ぼす可能性がある</p> <p>P910 にヒナコウモリの影響予測が整理されているが、7~8 月に確認回数のピークを迎えると言うことは、本事業計画地の近傍に本種の出産・哺育コロニーが存在している可能性が極めて高い。すなわちバットストライク被害を生じるリスクが高い。従って、事後調査時に大量死が見つかるという結果を招く前に、確実な環境保全措置(発電機の稼働制限)を事前に導入しておくことが賢明である。</p>	<p>専門家の助言を踏まえ、バットストライクの死骸調査のみならず、風力発電機の建設後にはバットディテクターを用いた事後調査を実施することとしております。</p> <p>事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言を得ながら、コウモリに対し重大な影響を及ぼさないよう環境保全措置を検討いたします。なお、踏査調査の結果からは、コウモリのコロニーは確認に至っておりません。</p>

(意見書 2)

No.	一般の意見	事業者の見解
10	<p>このたび貴社により縦覧に供された「(仮称) 洋野風力発電事業環境影響評価準備書」に関して、私ども日本野鳥の会よりおかれは野鳥の生息環境保全の観点に基づく以下の 5 点の理由により当該準備書に示される建設計画案の中止を含む大幅縮小・大幅変更と野鳥保護・自然保護に立脚した代替え案の検討を強く求める旨の意見を申し述べます。</p> <p>(1) 貴重な自然環境の保全に関して 岩手県内陸部の北上高地北部の太平洋沿岸地域には山林・牧野・農耕地・河川等の混在した多様で豊かな自然環境があり、太平洋側の三陸沖は寒流と暖流のぶつかる世界有数の漁場としても知られております。このような豊かな自然に囲まれた洋野町には山林や海岸沿いの至る所に一年を通して多様な野生動物が生息しており、特に様々な野鳥の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっています。このような地域に大規模な風力発電施設の建設を行うとこの地域の豊かな自然環境、特に野鳥の生息環境に重大な影響が及ぶ可能性が高い点を私ども日本野鳥の会よりおかれは強く危惧します。私どもはこのような開発事業を行う場合の最低限の条件として、環境省が環境アセスメントデータベース (EADAS) のセンシティビティーマップで注意喚起メッセージに指定している地域や岩手県が「鳥獣保護区」に指定している地域は風力発電事業計画の予定地から除外されるべきであると考えます。</p>	<p>鳥類等の調査結果及び予測・評価のみならず、他の項目での予測・評価を総合的に判断し、対象事業実施区域を検討いたしました。対象事業実施区域については、環境アセスメントデータベース (EADAS) のセンシティビティーマップにおける注意喚起メッセージ及び鳥獣保護区が重複する地域への影響は低減した計画であると考えております。</p>
11	<p>(2) 希少猛禽類の生息環境保全に関して (a) イヌワシは我が国の天然記念物に指定されている希少大型猛禽類であり、岩手県には我が国に生息するイヌワシの 20%ほどが生息しております。特に北上高地はイヌワシの生息適地として日本国内に残された数少ない貴重な地域となっています。実際にこの準備書の p.108 には「この地域は環境アセスメントデータベース (EADAS) のセンシティビティーマップでは注意喚起レベル A3 に指定されており、重要種としてイヌワシが確認されている」と記載されており、p.114 に 2 次メッセージにおけるそれらの生息分布部状況も示されております。そして EADAS のデータは私どもの実際の観察結果と合致します。これに対して貴社の作成した「(仮称) 洋野風力発電事業環境影響評価準備書」の p.262 には複数の鳥類専門家の意見として「イヌワシの生息エリアではない。この付近ではあまりクマタカも生息していないと思われる。」と記載されております。つまりこれらの専門家はいずれも現地の猛禽類の生態にあまり詳しい方ではないようであり、そのような意見のみを根拠にして結論を出すことには慎重であるべきと考えられます。</p>	<p>希少猛禽類等の調査結果及び予測・評価のみならず、他項目の予測・評価などを含め総合的に判断し、対象事業実施区域を検討いたしました。 なお、イヌワシ及びクマタカは、現地調査において確認した個体数及び飛翔経路を示しており、対象事業実施区域及びその周囲はイヌワシ及びクマタカの主要な生息エリアではないと考えられます。</p>
12	<p>(b) 希少猛禽類の生息地域における風力発電施設の稼働は、発電施設の大小にかかわらずバードストライク事故の危険性と採餌適地の消失という二つの面で希少猛禽類の定常的な生息を脅かすことに繋がります。具体的には 2008 年 9 月には岩手県北上高地の釜石広域ウインドファームでイヌワシのバードストライク事故が発生しております。また、かつてイヌワ</p>	<p>希少猛禽類等の調査結果及び予測・評価のみならず、他項目の予測・評価などを含め総合的に判断し、対象事業実施区域の検討をいたしました。なお、現地調査において確認した個体数及び飛翔経路、行動などからイヌワシのバードストライクや採餌への影響は低減されていると考えております。 その他の希少猛禽類については、現地調査結果を基</p>

	<p>シの定的な採餌適地であった盛岡市玉山区の天峰山付近の地域では姫神ウインドパークの稼働に伴いイヌワシの姿が見られなくなりました。風力発電施設の稼働に伴ってイヌワシの生息地域が失われた同様の事例は岩手県内の他の地域でも起こっています。すなわち希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難な課題であり、現段階ではその解決のための適切な方策が確立されているとは到底言えません。従って過去の数多くの失敗例が教訓として生かされないまま今回の事業計画が実行に移され最終的に風力発電施設の稼働が継続されるとするなら、それは当該地域に生息する希少猛禽類の採餌活動や繁殖活動の阻害要因となり、さらには衝突死等の事故の要因ともなりうることが大いに懸念されます。</p>	<p>に希少猛禽類の年間予測衝突数を算出した結果、ブレード等への接触の可能性は小さいと予測をしておりますが、予測には不確実性を伴うことから、バードストライクに関する事後調査を実施いたします。</p>
13	<p>(c) この準備書によれば、事業事計画では高さ 172m の風車が広範な事業予定地域の尾根沿いに 31 基も立地するという施設配置となっております。そして 172m と言う高度はこれまでの種々の研究結果によりイヌワシの生息における主な利用高度とされる高度帯とほぼ重なることが知られております。これに関連して、当該事業計画の配慮書段階での環境大臣意見書（2016 年 12 月 22 日付）にも『本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類の生息及び渡りへの重大な影響が懸念される。』と記載しております。今回の準備書段階の事業計画は方法書段階よりも事業予定地や規模を多少縮小してあるようですが、それだけでは山の稜線の風況を利用して生息している希少猛禽類や大型野鳥のバードストライクの可能性の低下に繋がらず、上記の環境大臣意書の「1. 総論（2）」に示されている条件を満たすのは困難であると思われます。従って当会はこの事業計画に対して事業予定地域をさらに縮小するとともに風力発電施設の小型化によりその高度を大幅に低下させる方向での事業計画の大幅変更を強く求める次第です。また既存の風力発電施設において 3 ブレード型の風車が頻繁にバードストライク・バットストライク事故を起こしていることやブレード塗装やシール貼り付け等の措置が希少猛禽類のバードストライク防止に有効でないことに鑑み、当会としては「マグナス式風車」など 3 ブレード型以外の形状の風力発電施設の採用を含む設置計画の大幅変更を強く求めます。</p>	<p>現地調査結果を基に、建設を予定している最大の風力発電機の高さの数値を用いて希少猛禽類の年間予測衝突数を算出した結果、ブレード等への接触の可能性は小さいと予測をしております。しかしながら予測には不確実性を伴うことから、バードストライクに関する事後調査を実施し、事後調査の結果により、必要に応じて専門家の助言を得ながら環境保全措置を検討いたします。</p>
14	<p>(d) 岩手県内で現在稼働している風力発電施設に隣接するイヌワシ営巣地では繁殖に成功しない状態が続いているが、その大きな理由の一つとして挙げられているのが餌不足です。つまり事業規模の大小に関わらず風力発電施設の稼働開始に伴いイヌワシがその周辺地域を忌避し、その結果として近接するイヌワシの採餌適地（狩場）が失われると判断されます。今回の事業予定地周辺にどの程度のイヌワシ営巣地が存在するかについては希少猛禽類という特殊性により明らかにされていないようですが、その一方で準備書の資料編の p.142~163 に示されている「希少猛禽類及び渡り鳥の調査地点からの視野図」を見る限りでは、希少猛禽類が当該事業予定地を狩場として引き続き利用することが想定されているように見受けられます。現在その場に生息しているイヌワシの生息環境をきちんと保全するためには、営巣地や狩</p>	<p>希少猛禽類等の調査結果及び予測・評価のみならず、他項目の予測・評価なども含め総合的に判断し、対象事業実施区域を検討いたしました。現地調査において確認した個体数及び飛翔経路、行動などからイヌワシの繁殖や採餌への影響は低減されていると考えております。</p>

	場に近接する広いエリアで風力発電施設の建設を絶対に避ける必要があります。	
15	<p>(3) 渡り鳥の生息環境保全に関して</p> <p>(a) 日本列島は東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の飛行コースのほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な野鳥の渡りや夏鳥の繁殖・冬鳥の生息等が観察されます。しかも近年の野鳥調査技術の飛躍的進歩に伴い、それまでに知られていなかった野鳥の渡りのコースなどが次々に解明されるようになりました。実際に渡り鳥に発信機を装着して追跡する最新の調査技術により、岩手県の北上高地北部や北三陸沿岸部がガンカモ・ハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートであることや、多くの渡り鳥が夜間にも渡りをしていることなどが明らかになっております。また準備書の調査結果でも大型渡り鳥であるマガ・ヒシクイ・カリガネ・オオハクチョウなどの確認が記載されております。このような地域に当該事業の風力発電施設が稼働することになれば、バードストライクの危険性に加えてこれらの鳥類の渡りのコースが攪乱され寸断される障壁的影響も危惧されます。風力発電施設のバードストライクに関しては国内外で膨大な量の過去の文献が出ております。しかし準備書の文献調査の項目にそれらの引用が見られず、この事業の計画段階でのバードストライクに関する過去の事例の精査が不十分であると思われます。</p>	<p>現地調査結果を基に渡り鳥の年間予測衝突数を算出した結果、ブレード等への接触の可能性は小さいと予測しております。しかしながら予測には不確実性を伴うことから、バードストライクに関する事後調査を実施し、事後調査の結果により、必要に応じて専門家の助言を得ながら環境保全措置を検討いたします。</p> <p>障壁的影響については「風力発電等導入支援事業／環境アセスメント調査早期実施実証事業／環境アセスメント迅速化研究開発事業既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書」(国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、平成30年)には、猛禽類及びガン・カモ・ハクチョウ類において「風力発電を回避した場合のエネルギー損失、中継地を省略もしくは中継地の戻った場合のエネルギー損失については、迂回したことによって移動距離が増加したと仮定した場合でも、体重を減らさない1日の移動可能距離の推定上限値の範囲内か、その値を下回ることから、渡りにおいて、風車迂回に伴うエネルギー消費が個体に与える影響は、エネルギー損失の観点からは比較的軽微だったと考えられた。時間損失の観点からも、個体の渡りとその後の生活史に風車迂回が大きな影響を及ぼした可能性は低いと考えられた。以上から、影響は小さいものと考えられる。」とされております。</p>
16	<p>(b) 岩手県内陸北部の特に沿岸部には環境省レッドリストで準絶滅危惧種に指定されているオジロワシ・オオワシ等の海ワシ類も冬季に少数渡来し越冬します。しかしこれらの海ワシ類の生息環境の保全、特にバードストライク対策については今回の準備書の中ではほとんど考慮されておりません。実際に北海道ではこれまでに風力発電施設でのオジロワシのバードストライク事故が頻発しており、これに対して環境省はつい先日の2022年8月8日付で「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手続き（改定版）」を策定し公表しました。しかし今回の準備書にはそのような過去の事例や行政による最新の野鳥保護対策に対応する記述は見られません。</p>	<p>希少猛禽類等の調査結果及び予測・評価のみならず、他項目の予測・評価なども含め総合的に判断し、対象事業実施区域を検討いたしました。現地調査において確認した個体数及び飛翔経路、行動などからオジロワシ等の海ワシ類のバードストライクの影響は低減されていると考えております。なお、現地調査においてオオワシは確認されませんでした。</p> <p>「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」（環境省自然環境局野生生物課、令和4年8月）について、準備書の発行と同時期の公表であったことから、準備書への掲載はしておりませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>(c) 岩手県の洋野町沿岸部を含む北部三陸沿岸は日本有数のコクガンの越冬地でもあります。コクガンは環境省レッドリストでは絶滅危惧Ⅱ類（VU）であり、国の天然記念物にも指定される希少な渡り鳥です。コクガンの主な餌はアマモなどの海藻ですが、アマモの生育する場所は三陸沿岸でも限られます。従ってコクガンの生息環境の保全のためにアマモの生育に必要なミネラルなどの栄養分を山から海に供給している多くの河川の水環境の維持が重要であり、海と山をセットにした総合的な環境保全が求められます。仮に内陸部の風力発電事業により河川の汚濁や水質変化によりアマモの生育環境に変化が生じれば、それがこの地域で越冬するコクガンの生息</p>	<p>現地調査においてコクガンの確認には至らなかったため、内陸部の水系とコクガンの生息環境を関連づける記述は行っておりません。なお、河川の直接改変は行わない計画であること、改変部分には必要に応じて土堤や素掘側溝を設置することにより濁水流出を防止する等の措置を検討しております。また、風力発電施設及び管理用道路の敷設の際に発生する可能性のある濁水に関しても、沈砂池等を設置することにより流出を防止する等の環境保全措置を講じることとしております。アマモなどの海藻への生育環境や、洋野町沿岸部の渡り鳥の生息環境への影響は、水質での影響予測の結果からも、小さいと考えます。</p>

	<p>状況に影響を与えることが危惧されます。しかし今回の準備書の中には内陸部の水系とコクガンの生息環境を関連づける記述が見られません。このままでコクガンをはじめとする洋野町沿岸部の渡り鳥の生息環境保全への配慮は全く不十分であると言わざるを得ません。</p>	
18	<p>(d) 風力発電施設の影や低周波音は近隣住民の生活環境にとどまらず、当該地域野鳥の生息環境にも大きな影響を与える可能性があります。しかし今回の準備書においては風車の影と近隣の住居等に関する記述はあるものの、例えば「風車の影が特に夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類を含む多くの野鳥の生息にどのような影響を及ぼすか」という観点からの調査は全く行われておりません。また今後その観点に基づいて追加調査を実施するか否かについての記述もありません。これでは環境影響評価として不十分であると言わざるを得ません。</p>	<p>生息地保全の観点から営巣地が特定できる情報については非公開としておりますが、現地調査において確認された希少猛禽類の営巣地から風力発電機までは、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」にて推奨される一定の離隔があったことを確認しました。また、国土技術政策総合研究所資料「ダム事業における希少猛禽類の保全技術に関する調査」（国土交通省 国土技術政策総合研究所、平成 15 年 p36-41）によると、猛禽類の聴覚特性は、2kHz 位の周波数に対して最も感度が高く、1kHz から 4kHz の範囲の音がよく聞こえるようであり、聞こえる周波数の範囲（可聴域）は人よりも狭く、0.25～kHz 以下（※低周波音は 100kHz 以下）や、8kHz 以上の音に対する感度は低いこと、猛禽類は騒音に対してすぐ慣れを起こし、あまり反応しなくなるという傾向を示唆する結果が得られていることが報告されています。以上のことから、風力発電機の影及び低周波音について、鳥類に対しての影響の具体的な検証は難しいものと考えております。しかし、風力発電機から一定の離隔があることから、影響としては低減されているものと考えております。</p>
19	<p>(4) 風力発電施設の累積的影響に関して 当該事業計画の配慮書に対する環境大臣意見書（2016 年 12 月 22 日付）の出た当時は風力発電事業計画に関する「累積的環境影響」の評価はあまり問われることがありませんでした。しかし近年は「面としての環境保全」の考え方に基づき風力発電計画全般に対して「他事業者との情報共有・情報収集を行い、実現可能な事業の内容を検討し、その結果を記載すること」が強く求められます。そしてこの準備書の p.80 には他の事業者による近隣の風力発電事業計画が 3 件紹介されております。ただ残念ながら準備書の中にはそれらの累積的環境影響を評価するような記述が全く見られません。更にこの 3 件以外にも HSE 株式会社の「（仮）久慈山形風力発電事業」（配慮書提出：2022 年 6 月）、インベナジー・ウインド合同会社の「（仮称）西久慈風力発電事業」（配慮書提出：2022 年 5 月）、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の「（仮称）久慈・九戸風力発電事業」（配慮書：2015 年 7 月）、日本風力開発株式会社の「（仮称）田野畠風力発電事業」（方法書提出：2017 年 5 月）などを含めて近隣地域にはいくつもの事業計画が存在しますし、岩手県内陸北部には既に稼働している複数の風力発電事業も存在します。仮に当該事業計画を含むこれらの風力発電事業や事業計画が全て計画通りに稼働することになれば、岩手県の北上高地北部において鳥類の生育環境に及ぼす累積的影響は非常に大きくなると懸念されます。しかし今回の準備書の中ではそのような累積的影響に関する検討結果は示されておらず、他事業との累積的影響を可能な限り小さくするために具体的にどのような措</p>	<p>他事業については配慮書あるいは方法書段階の事業が多く事業計画の詳細が確定しておらず、確定した事業についても離隔が確保されていることから、準備書では累積的影響の予測を行っておりません。今後、評価書の作成段階までに近隣の他事業の風力発電機の配置等、具体的な事業計画が公開された場合には、累積的影響を予測の実施を検討いたします。</p>

	置を進めるかという基本方針についても示されておりません。	
20	(5) 当該事業計画の進め方に関して 準備書の p.1317 には「配置・構造に関する複数案の設定は本配慮書では行わない」「ゼロオプションを設定しない」等の文言が配慮書・方法書段階の記述としてそのまま示されております。確かに今日の我が国では脱炭素の掛け声の下に再生エネルギー資源開発の必要性が喧伝されています。しかし再生エネルギー資源の開発事業であってもそれが既存の自然環境を損ねては本末転倒であり、それは結果的に地元住民の健全な日常生活を損ねることにも繋がります。貴社が当該地域の自然環境と再生エネルギー資源の両立を目指す電力開発を目指すのであれば、この点を十分に考慮して現在の事業計画に大幅な検討を加え、必要に応じて現在の事業計画の中止を含む大幅な規模縮小を行うとともに、立地・施設・規模等の変更を含む代替案を検討することを私どもは強く求めます。	「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和 2 年) を踏まえており、一部の章については配慮書・方法書段階の記述をそのまま使用しています。弊社は地元の自然環境と再生エネルギー資源の両立を目指しており、そのために方法書で 45 基設置としていた事業計画を準備書では 31 基とし、対象事業実施区域も南側を除外する計画といたしました。また、稼働後には事後調査の結果や地域の皆様からのご意見を踏まえて環境保全措置を再検討する等、状況に応じて柔軟に対応できるよう安全な運営を行います。

(意見書 3)

No.	一般の意見	事業者の見解
21	1. ふるさとの環境を損ないます。 沿岸北部に位置する広野町の山野は、長年、地元住民に親しまれ、保全されてきた地域です。風力発電計画は、これまで長年保たれてきた地域の生態系、野生生物への影響（特に希少ワシタカ類、コウモリ類、昆虫類）、景観、低周波、騒音、森林伐採、残土処理、工事による沢水の濁り、山野災害の懸念など多くの問題があります。各地から風発の被害や住民の苦情が新聞、テレビ等で報道されています。 民話の里遠野の景観問題、釜石のブレード落下事故、イヌワシの衝突事故。袖山、姫神のイヌワシのブレード接近、高森高原のコウモリ衝突死、岩泉有芸の風車の影、北海道のオジロワシや福島のコウモリ衝突等々。NHK は白昼のオジロワシの衝突事故を放映。実際、風車を近くで見ると騒音と高速で回転するブレードに恐怖心を感じた。以上の理由から計画の中止を要望します。	影響低減の観点からの検討に努め、方法書で 45 基設置としていた事業計画を準備書では 31 基とし、対象事業実施区域も南側を除外する計画としました。地域の皆様に対して、事業について理解していただけるよう説明を丁寧に行います。また、稼働後には事後調査の結果や地域の皆様からのご意見を踏まえて環境保全措置を再検討する等、状況に応じて柔軟に対応できるよう安全な運営を行います。
22	2. ハクチョウ・ガン類などの渡り鳥・コウモリ類への影響が懸念されます。 この計画は、洋野の里山と大野牧場など牧野を中心とした大規模開発です。岩手県環境保全指針 B ランク、洋野町中野西部鳥獣保護区があります。周辺には民家もあり景観、風車の影も問題です。 計画の 3 枚ブレードの風力発電器機は、高速で回転するブレードに防護策がなく、悲惨なバードストライク並びにバットストライクを引き起こす重大な欠陥があることが、国内外の被害実績で実証されています。計画は、4,200kw の大型風車 31 基を設置、最大出力 128,000kw と大規模です。風車の高さは 172m、ブレードの直径は 158m もあり、渡り鳥、コウモリ類、昆虫類に与える影響は計り知れません。事業	現地調査結果を基に、建設を予定している最大の風力発電機の高さの数値を用いて希少猛禽類の年間予測衝突数を算出した結果、ブレード等への接触の可能性は小さいと予測をしております。しかしながら、予測には不確実性を伴うことから、バードストライクに関する事後調査を実施し、事後調査の結果により、必要に応じて専門家の助言を得ながら環境保全措置を検討いたします。 また、イヌワシの詳細として個体識別等の結果は掲載しておりませんが、確認個体数、飛翔経路及び行動を準備書において掲載しております。希少猛禽類等の調査結果及び予測・評価のみならず、他の項目での予測・評価を総合的に判断し、対象事業実施区域を検討いたしました。希少猛禽類調査時は、少なくとも風

<p>実施面積は 2,838ha と広範囲です。森林伐採面積は 62.36ha、工事で発生する残土も大量発生すると思いますが処理が問題です。近郊の岩泉では、台風 10 号、19 号などのゲリラ豪雨で甚大な災害が発生しています。このような最近の異常な降雨量に対応できているのか疑問です。居住区のある低山の開発は、山野災害の要因となることから問題です。森林伐採は高面積で問題です。貯木場や法面の工事も懸念されます。</p> <p>これまでバードストライクの予防策として、ブレードのカラー彩色、威嚇音、光の発光、点滅、ハンターモードマネキンの設置、餌動物の嫌う植物の植栽、レーダーによるブレードの接近と警報などが実施または検討されている。釜石 WF ではブレードのカラーの彩色など数例を実施したが効果はなかった。結果として、すべてに効果がないか低い事や問題（騒音、光害）があることが判明している。鳥獣保護に配慮するなら、最近国内企業も開発した出力は低いがブレードのないマグナス式か他の発電方法を検討すべきです。</p> <p>アセス結果を見ると、猛禽類調査ではミサゴ、ハチクマなど 12 種で計 995 回記録されている。希少種オジロワシ、イヌワシ、クマタカも記録されている。渡り鳥調査でハイイロチュウヒも記録されている。ハクチョウ類、ガン類、小鳥のツグミ、アトリ、マヒワの個体数が多く、種別ではオオハクチョウは 2 年で 292 羽、ヒシクイ 138 羽、マガム 455 羽が多い。希少種カリガネ、コモンシギの記録されている。</p> <p>イヌワシは秋に 13 回記録されている。この記録をどう判断するかは、専門家の意見では無視しているが問題かと思います。10 月には 10 回も記録している。定期飛来ではないのか見極める必要がある。私たちは、準備書ではイヌワシ情報は非開示なので、観察されたイヌワシは単独か？ペアか？成鳥か若鳥、幼鳥か？狩り行動の有無？飛来地は牧野か？山林か？行動、飛行の方向、飛行の高さ状況が不明で判断に迷う。想像すると、イヌワシは餌不足から離れた、南側の離れた繁殖地から飛来したものか、放浪個体と推測するしかない。計画地は繁殖地ではないので、それだけイヌワシの餌問題（ノウサギ、ヤマドリ、ヘビ）が危機的な状況にあるということだろう。計画地に大野牧場他、牧野など開けた環境が点在しているので狩り場として飛来したのではないか？釜石 WF のイヌワシのバードストライク事故では、繁殖地から約 17km 離れていた。が、今回のケースはより遠い繁殖地の個体かもしれない。少ない飛来数ではあるが絶滅危惧種なので、県の研究センターに問い合わせ慎重に分析、検討すべきだろう。イヌワシの写真があれば個体識別で、どこの鳥か？特定すべきだろう。岩手のイヌワシは餌不足から繁殖成功ペアが少なく、ほとんどのペアが繁殖に失敗した時点から、非繁殖期の行動に移行すると思われる、より遠くへ策餌行動範囲を広げると思われる。宮古湾にカモメを求めて定期飛来したペアや重茂のドドが崎付近のペアの観察例もある。周辺の繁殖地との距離は約 15km から約 25km 思われた。南では少ない確認数でも計画が中止となった事例もあると聞く。イヌワシは、絶滅危惧種や国の天然記念物指定に指定されていますので、慎重に判断することをお願いします。</p>	<p>力発電機設置位置の上空を網羅できるような視野範囲を確保して調査を実施し、現地調査の結果からイヌワシ及びオジロワシ等を含めた鳥類についても予測・評価を行っております。</p> <p>現地調査については、悪天候（ヤマセ発生）時も含めて調査を実施しております。悪天候時のバードストライクの被害に遭う確率が高いとのご意見を参考に、バードストライクに関わる事後調査を実施いたします。</p>
---	---

	<p>オジロワシの1回の記録は少ないと思います。岩手の沿岸の河川、海岸でオオワシと共に河川のサケや漁港の魚類を餌として越冬するので、南の宮城なども含むともっと多くの鳥が沿岸の計画地上空を通過しているのではないかと思います。北海道では、オジロワシのバードストライク被害が多い種類もあります。</p> <p>計画地は、やませや海霧発生地域です。イヌワシ以外では、通過個体の多いオオハクチョウ、ガン類、アトリなど小鳥類、オジロワシ、オオワシを含めた種類が濃霧など悪天候時にバードストライクの被害に遭う確率が高いと思われます。</p>	
23	<p>4. 累積的影響評価が問題です。</p> <p>周辺地域には、ほかに計画がノソウヶ峰、西久慈、久慈山形などあり累積的影響評価も大きな問題です。さらに西部や南部にも計画があり、現状では北上高地のほぼ全域の高原、牧野等に風力発電計画があるので問題です。特に翼の長いイヌワシは牧野を重要な狩場として利用、尾根上の風を利用して移動しますので、風発設備計画地と重なるので障害となります。センシティビティマップが機能していないのも問題です。累積的影響評価は、環境省、イヌワシの生息状況や実情を把握している県の専門員が指導的役割を果たし、風発立地の可否判断は行政が公明正大に判断すべきです。</p>	<p>他事業については配慮書あるいは方法書段階の事業が多く事業計画の詳細が確定しておらず、確定した事業についても離隔が確保されていることから、準備書では累積的影響の予測を行っておりません。今後、評価書の作成段階までに近隣の他事業の風力発電機の配置等、具体的な事業計画が公開された場合には、累積的影響の予測を検討いたします。</p>
24	<p>5. 電力の需給予測と風力発電会社の問題。</p> <p>国は国際的な温暖化対策に足並みを合わせて、野鳥、コウモリ類などの影響を十分に検討しないまま風力発電計画を推進しているように感じます。狭い国土の日本では、風力発電が環境や野鳥、コウモリ類に与える影響は大きく、現状の器機では有効なバードストライク、バットストライクの対策がないことが問題です。岩手では電力不足は起きていません。岩手県は、当初貯水を目的とした梁川ダムを発電ダムに変更、メガソーラー、木質バイオマス発電、地熱発電も県内各地で稼働しています。</p> <p>電気は将来の経済や人口減少予測を適正に判断し電力の需要を求め、多く作るのではなく、SDGsからも節電対策を推進すべきです。風発事業は、最近は投資会社も多く、稼働後の企業の転売、設備の耐用年数後についても不明要素が多く、事業者が倒産した場合の風発設備の撤去など疑問点など不安要素が多い。</p>	<p>バードストライク、バットストライクへの対策として、事後に死骸確認調査を行い、結果を踏まえてさらなる対策を検討します。</p> <p>本事業を実施することにより、電力供給だけでなく、建設時の地元業者の起用による地域活性化や雇用の創出といったメリットも生じるものと考えております。供用期間終了後の撤去については、撤去及び処分費用を確保するため、事業期間中に継続的に積み立てることを想定しています。</p> <p>なお、本事業については、事業者が撤去も含めて適切に運営する所存です。</p>
25	<p>6. 適正な環境影響評価と適切な保護対策を望みます。</p> <p>最近の傾向として、風力発電の普及のため、「バードストライクは不確実性がある」という理由で希少種が確認された場合でも計画中止と判断せず、「事後調査に移行」して対応策を探る事業容認の方向へ転換しました。最近、風発の小規模計画はアセスを必用としない法改正もあり規制緩和は容認できません。</p> <p>また、現行のアセス方法では、月当たり3日間連続の調査を2年間と短い。一日当たりの調査時間は午前8時から16時と年間同じです。春から夏の長い日照時間帯でも、野鳥の最も活動する早朝、夕刻の時間帯や繁殖期の重要な時間帯の調査が実施されないとても緩い内容です。コウモリや多くの渡り鳥は夜間に移動しますが有効な調査がされていません。イヌワシの餌資源調査、分析は軽薄で疑問です。アセス法にイヌワシなど希少種がいくら記録されたら、計</p>	<p>バードストライクに関する国内の知見が少ないことから、バードストライクの予測には不確実性を伴うと考えております。</p> <p>また、調査時間に関しては、コウモリ類は夜間調査、渡り鳥調査では24時間連続調査を行う等、種の特性等に応じた調査時間を設定いたしました。</p> <p>バードストライクに関する事後調査では、専門的な知識を有している調査員、もしくは調査方法を周知した保守管理作業員により適正に調査を実施し、事後調査の結果により、必要に応じて専門家の助言を得ながら環境保全措置を検討いたします。</p> <p>希少猛禽類等の調査結果及び予測・評価のみならず、他の項目での予測・評価を総合的に判断し、対象事業実施区域を検討いたしました。対象事業実施区域については、イヌワシへの影響は低減した計画であると考えております。なお、個人情報保護の観点から、専門家の氏名等は匿名としております。</p>

画を中止するという明確な基準もありません。風車の稼働計画に、バードストライクの発生確率が高い悪天候時、渡り鳥の最盛期は風車を止めるなどの稼働規制やブレードの回転数を落とすなど、野鳥保護の対策が見られないのも問題です。バードストライク調査は、鳥獣に詳しい人により適正に実施すべきです。そのせいか国内では被害報告が少ないと感じます。

今回の専門家の意見書でも、イヌワシは計画地を狩場の利用と意見を述べています。また計画地に繁殖地はないので問題ないとの意見も良く見られます。イヌワシの生態を熟知、一般のひとにも理解される解説と保護の観点からの意見を期待します。監督官庁には、公明正大な判断を求めます。

## 日刊新聞に掲載した公告

## デーリー東北及び岩手日報

八、問い合わせ先		「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)洋野風力発電事業 環境影響評価準備書」を次のとおり縦覧致します。	
霞が関ビル十五階		一、事業者の名称 代表者の氏名	
日本風力開発株式会社		主たる事務所の所在地 洋野風力開発株式会社 東京都千代田区大手町一丁目五番一号	
電話〇三（三五一九）七四八一（担当）長谷川		二、対象事業の名称 対象事業の名称	
八、意見書の提出		三、対象事業実施区域 環境影響を受ける範囲	
環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております。意見書箱にご投函頂くか、令和四年九月三十日（金）までに左記の問い合わせ先へご郵送ください。（当日消印有効）。		四、縦覧の場所・時間 電子縦覧	
※住民説明会の開催日時及び場所 開催日時 九月九日（金）十八時から（一時間三十分程度） 洋野町民文化会館セシリアホール一階コミニティホール （九戸郡洋野町種市第二四地割二二四一三） ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、安全面を考慮して中止となる可能性があります。ご来場前に当社ホームページをご確認ください。		五、縦覧の場所・時間 洋野町役場種市庁舎二階企画課 開催日（土日祝日を除く九時から十七時） <a href="https://data.jwd.co.jp/info/hirono/">https://data.jwd.co.jp/info/hirono/</a> 令和四年八月十七日（水）から 令和四年九月十六日（金）まで	
六、意見書の提出		六、意見書の提出	
七、住民説明会の開催日時及び場所		七、住民説明会の開催日時及び場所	
※住民説明会参加の際は、マスク着用の他、受付において手指の消毒・体温チェック・名簿への住所・氏名・連絡先の記入にご協力をお願いします。		八、問い合わせ先	
〒一〇〇一六〇一五 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号		霞が関ビル十五階	
日本風力開発株式会社		電話〇三（三五一九）七四八一（担当）長谷川	

## 地方公共団体の広報及びインターネットによるお知らせ

## 洋野町広報掲載内容

広報ひろの 8月号

**Information****開催予定****食の安全安心を考える講座**

県は、食の安全安心に関する知識と理解をより深めていただきため、次のとおり講座を開催します。受講料は無料です。

■開催日時 ①8月22日(月)午前10時～正午 ②8月22日(月)午後1時30分～3時 ③9月16日(金)午後1時30分～4時 ④10月31日(金)午後1時30分～2時30分

■定員 各回40人

■場所 マリオス188会議室（盛岡市盛岡駅西通2-9-1）

■参加申込方法 参加申込書に記入のうえFAXまたはメールで8月12日(金)までに申し込みください。

■申込・問い合わせ先 県環境衛生部県民くらしの安全課 ☎019-629-5322, (fax) 019-629-5279, ☐AC0009 @ pref.iwate.jp

**環境影響評価準備書の縦覧・説明会**

洋野風力開発㈱は、町内で計画している風力発電事業に関し、環境影響評価の結果などを記載した「環境影響評価準備書」を縦覧します。また、事業および準備書の内

容について説明会を開催します。

■縦覧書類（仮称）洋野風力発電事業 環境影響評価準備書

■縦覧場所 役場企画課（権市庁舎）

■電子縦覧 <https://data.jwd.co.jp/Info/hirono/>

■期間 8月17日(火)～9月16日(金)

■意見書の交付 意見がある人は、意見書（任意の様式も可）に氏名・住所・意見を記入のうえ、9月30日(金)までに縦覧場所に設置してある意見書箱に投函または下記まで郵送してください（当日消印有効）

○評価準備書に関する説明会

■日時 9月16日(金)午後6時～

■場所 町民文化会館

■問い合わせ先 ☎105-0003 東京都港区西新橋1丁目4番14号  
日本風力開発㈱（担当：長谷川） ☎03-3519-7481

**危険物取扱者の保安講習**

危険物取扱者が、3年ごとの受講を義務づけられている「危険物取扱者保安講習」を開催します。

なお、今年度から「オンライン講習」も導入します。

○対面講習

■期日 9月21日(火)

■場所 久慈市文化会館

■申込期限 8月22日(月)まで

○オンライン講習

■期日 ①9月1日(火) ②10月3日(月) ③11月1日(火)

■申込期限 ①8月19日(金) ②9月20日(火) ③10月21日(金)

※申込書は久慈消防本部・各消防署・各分署で配布します

※（社）県危険物安全協会連合会のウェブサイトで申込状況を確認できます

■問い合わせ先 久慈消防本部総務予防課予防保安係 ☎53-0119

**相談****ひとり親家庭等無料法律相談**

離婚や親権、養育費などについて、弁護士による無料相談を行います。

■日時 9月15日(火) 午前10時～午後3時

■場所 久慈地区合同庁舎

■対象 ひとり親家庭の母子、父子の人など

■申込・問い合わせ先 県北広域振興局保健福祉環境部 ☎53-4982

**北海道産黒毛和牛焼肉弁当**

8月24日  
(水曜日)

**8月ご馳走の日のお食事**

上質な脂の旨味を味わえる北海道産の黒毛和牛のバラ肉を、香ばしく焼き上げました。牛バラ肉と玉ねぎを甘辛タレでシンプルに仕上げました。タレにはリンゴ果汁、しょうがペースト、にんにくペーストを使用することで深みのある味わいに仕立てました。

★おかずのみ ￥540

★ごはんつき ￥594

宅配クック123

TEL:0194-66-8066

（広告スペース）

## 暮らしに役立つ情報ファイル

## 種市病院の診察日程

## ■休日当番医

▷内科医…9月3日(土)、4日(日)、10日(土)、11日(日)、17日(土)、18日(日)、24日(土)、25日(日)  
▷外科医…9月19日(月)・祝、23日(金)・祝

## ■特別診察

▷皮膚科診察…毎週木曜日 午後1時30分～(受付：午後1時～4時)

▷整形外科診察…毎週水曜日 午後2時30分～(受付：午後1時～4時)

▷糖尿病診察…9月30日(金) 午前9時30分～正午(受付：午前7時30分～11時30分)

■会計年度任用職員を募集 会計年度任用職員(看護職)を募集しています。詳細につきましては最寄りのハローワークにお問合せください。

■国保種市病院 ☎65-2127

## 交番・駐在所だより

## ■キノコ採りによる遭難事故防止

昨年、県内でキノコ採りのために入山して5人が遭難し、うち2人が亡くなっています。過去5年間では10人が死亡、2人が行方不明となっています。

入山する場合は、▷家族や知人に行き先・帰宅予定期刻を知らせる ▷天

候が悪くなりそうな時は入山しない  
▷万が一に備え、食糧・雨具・懐中電灯などを持参する。特に救出に欠かせない携帯電話は必ず携行する ▷必ず2人以上で入山し、声を掛け合ってお互いの位置を確認する ▷自分の健康状態に応じて無理をしないことを心掛けましょう。

## ■秋の全国交通安全運動

【実施期間】9月21日(火)～30日(金)

## 【重点項目】

①歩行者の安全確保…子どもや高齢者を見かけたら思いやり運転を心掛ける

②夕暮れ時と夜間の歩行者事故防止及び飲酒運転の根絶…視界が悪くなる夕暮れ時と夜間は歩行者に気をつける。飲酒運転は絶対しない

③自転車の交通ルール遵守の徹底…自転車も車両であることを再認識し、交通ルールを守って安全に運転する

## ■クロスボウ所持の経過期間が終了

9月15日㈬からすべてのクロスボウ所持者に所持許可が必要となります。現在クロスボウを所持している人は、9月14日㈫までに ▷許可申請する ▷廃棄する ▷違法に所持できる人に譲渡するのいずれかの措置をしてください。

■久慈警察署種市交番 ☎65-2133

## 戸籍の窓口

令和4年7月届け出分(敬称略)

## ★お誕生おめでとう

子どもの名前 父 母 地区  
玉沢 哲衣(将人・穂美) 四区  
久慈道 許月(圭吾・ちみ) 中野北区

## ♡ご結婚おめでとう

(石倉 哲也(平内)  
北山 菜美(川尻)

## ■ごめい福をお祈りします

上松 ヨシエ	(亥沢・93歳)
岡田 光也	(住吉町・85歳)
七役 利一郎	(城内・75歳)
下寺坪 安則	(角浜・81歳)
大向 勇三	(三区・87歳)
高橋 喜代美	(角浜・70歳)
梅内 ケイ	(城内・96歳)
小向 キセ	(角浜・99歳)
流路 邦夫	(宿戸・80歳)
谷地 スミ子	(中野北区・87歳)
長川辰男	(二ツ屋・75歳)
瀧音タマヨ	(館山・82歳)
北村 正明	(二ツ屋・74歳)
須田 吉蔵	(阿子木・96歳)
上平 保彦	(大野木・63歳)

\*他市町村に届け出た人で退職を希望する人は、役場町民生活課(種市庁舎) ☎65-5914までご連絡ください。

## 納期限は(9/30)

国民健康保険税 第2期  
後期高齢者医療保険料 第2期

## 陸上風力発電事業に関する説明会について

広報8月号の22アで「環境影響評価準備書」の説明会を9月16日㈭とお知らせしましたが、9月9日㈭となりますので、お詫びして訂正いたします。詳細は以下のとおりです。

■日時 9月9日㈭ 午後6時～

■場所 町民文化会館

■問い合わせ先 ☎105-0003 東京都港区西新橋1丁目4番14号 日本風力開発㈱(担当:長谷川) ☎03-3519-7481

まちの動き・データ  
(令和4年7月分)

## ■人口

総人口 15,526人 (-17人)  
男 7,540人 (-10人)  
女 7,986人 (-7人)  
世帯数 6,798世帯 (-1世帯)  
6月末現在、( )内は先月比

## ■火災・救急

火災 2件(7件)  
救急 60件(472件)

## ■交通

死者	0人(1人)
人身事故	3件(10件)
物損事故	4件(62件)
飲酒運転	0件(1件)

( )内は1月からの累計

## 洋野町ホームページ掲載内容

本文へ ふりがなをつける「ひらがな」Romaji よみあげる 背景色:標準 青 黒 文字サイズ: 標準 拡大 標準 缩小 ズーム: 120% 100% 80% G 言語を選択 ▾

 洋野町 HIRONO TOWN

検索キーワード  

 組織から探す

暮らしの情報 健康・福祉 子育て・教育 移住・定住 観光情報 事業者・生産者の方へ 町政情報

トップ > 組織 > 町長部局・種市庁舎 > 企画課  
▶ カテゴリを全て表示する

**陸上風力発電事業に関する「環境影響評価準備書」の縦覧・説明会について**

 ページの内容を印刷

公開日 2022年08月16日

洋野町で、洋野風力開発㈱が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の結果等を記載した「環境影響評価準備書」を縦覧します。また、事業及び準備書の内容について説明会を開催します。

■縦覧書類 〔仮称〕洋野風力発電事業 環境影響評価準備書

■縦覧場所 役場企画課（種市庁舎2階）

■電子縦覧 <https://data.jwd.co.jp/info/hirono/>

■縦覧期間 8月17日（水）～9月16日（金）※土日祝日を除く開示時

■意見書の受付 意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所及び意見を記入のうえ、9月30日（金）までに縦覧場所に設置してある意見書箱に投函するか、下記問い合わせ先へ郵送してください（当日消印有効）

■環境影響評価準備書に関する説明会

日時：9月9日（金） 午後6:00～

※広報ひろの8月号では「9月16日（金）午後6:00～」と掲載されていますが正しくは上記日時となります。

場所：町民文化会館

■お問い合わせ先

〒105-0003

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

日本風力開発株式会社 担当：長谷川

電話番号：03-3519-7481

**この記事に関するお問い合わせ**

町長部局・種市庁舎 企画課  
郵便番号：028-7995  
住所：岩手県九戸郡洋野町種市23-27 種市庁舎2階  
TEL：0194-65-5912  
FAX：0194-65-4334  
E-Mail：[kikaku@town.hirono.iwate.jp](mailto:kikaku@town.hirono.iwate.jp)

## 岩手県ホームページ掲載内容

**岩手県** Iwate Prefecture

サイトマップ Foreign Language 文字サイズ・配色の変更 アクセシビリティ・翻訳支援ツール  
サイト内検索 Google 検索 検索

震災復興 くらし・環境 産業・雇用 県土づくり 教育・文化 県政情報

現在の位置： [トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [環境](#) > [環境保全](#) > [環境影響評価準備書の縦覧について](#) > [\(仮称\)洋野風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について](#)

**(仮称)洋野風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について**

ページ番号1058840 更新日 令和4年9月1日  
印刷 大きな文字で印刷

標記事業について、下記のとおり図書の縦覧を行っています。

**実施事業者**  
洋野風力開発株式会社

**縦覧場所**  
洋野町役場議事室 二階 企画課

**縦覧期間**  
令和4年8月17日（水曜日）～令和4年9月16日（金曜日）

**縦覧時間**  
土、日、祝日を除く9時00分～17時00分（開庁時）

**その他**  
下記のリンクからも、図書を御覧いただけます。  
[洋野風力開発株式会社（外部リンク）](#)

**このページに関するお問い合わせ**

環境生活部 環境保全課 環境影響評価・土地利用担当  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1  
電話番号：019-629-5269 フax番号：019-629-5364  
お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

◀ 前のページへ戻る ▶ トップページへ戻る 表示 PC スマートフォン

▶ 岩手県各市町村 ▶ 個人情報の取り扱い ▶ ウェブアクセシビリティ ▶ サイトの利用ガイド ▶ リンクについて

岩手県庁 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話番号：019-651-3111（総合窓口） ▶ 岩手県へのアクセス

Copyright © 2019 Iwate Prefectural Government All Rights Reserved. 袋詰めされている情報は、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

## 関連会社の日本風力開発ホームページ掲載内容



### 「(仮称) 洋野風力発電事業 環境影響評価準備書」の総覧のお知らせ

令和4年5月17日  
お読みください  
洋野風力発電事業 環境影響評価準備書

当該風力開発会社は環境省認定平成14年1月の規定に基づき、(仮称) 洋野風力発電事業環境影響評価書(以下「準備書」といいます)及び同書の要約書(以下「要約書」といいます)を作成しましたので、平成16年の頃に送付を公告します。

#### 概要について

発電期間  
令和4年8月17日(水)から令和4年5月18日(水)  
受付時間(土日・祝日を除く9:00~17:00)

施設場所  
洋野町立地内  
会員登録

#### 代表取締会について

開催場所  
洋野町文化会館セントラルホール(開コムニティホール  
[外子母九里松] 洋野町立地内24号地124-3)

開催日時  
平成2年3月15日(木) 18:00~20:00

※会員登録用紙は必ず提出の上申込手続のため、完全なご了承にておこなう場合がございます。ご来場前に会員登録ページをご確認ください。  
※は賛成(賛成、反対の風が表示)の場合は、平成2年3月15日(木) 18:00~20:00までに、各議題への賛成・反対・賛成(賛成合意)にご協力をお願いします。  
ご協力いただけない場合は、会員登録用紙をお持ちすることをございます。

#### 意見書の提出について

意見書提出方法  
郵便局へ提出の意見書類へ投函いただきか、下記問い合わせへご連絡ください。

意見書提出期間  
令和4年5月17日(水)から令和4年9月30日(金)

意見書提出  
[意見書提出用紙](#)

### 準備書の内容

#### 主な構成

- 第1章 事業者情報
- 第2章 事業者と周辺の関係
- 第3章 事業者と周辺の関係
- 第4章 事業者と周辺の関係
- 第5章 事業者と周辺の関係
- 第6章 事業者と周辺の関係
- 第7章 事業者と周辺の関係
- 第8章 事業者と周辺の関係
- 第9章 事業者と周辺の関係
- 第10章 説明会資料の構成
  - 10.1 説明会結果の概要並に予測及び評価の結果
  - 10.1.1 上部地
  - 10.1.2 土壌
  - 10.1.3 土壌の評価
  - 10.1.4 地質
  - 10.1.5 地下水
  - 10.1.6 地下水
  - 10.1.7 地下水
  - 10.1.8 地下水
  - 10.1.9 地下水
  - 10.2 地形
  - 10.3 地形
  - 10.4 地形
- 第11章 事業者と周辺の関係
- 第12章 その他の議題
- 質疑応答
- 会員登録用紙
- 意見書提出用紙

### お問い合わせ先

#### 日本風力開発株式会社 開発本部

担当	井谷
住所	〒100-0015 東京都千代田区麹町一丁目二番三号
電話	03 3519 7481
fax	03 3519 7481

## お 知 ら せ

「(仮称) 洋野風力発電事業 環境影響評価準備書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

### 1. 縦覧期間及び時間

令和4年8月17日（水）～令和4年9月16日（金）

本施設の開序日（土日祝日を除く9：00～17：00）

### 2. 閲覧者受付簿の記入

環境影響評価準備書をご覧になられた方は、恐れ入りますが備え付けの閲覧者受付簿にご記入ください。

### 3. 意見書の受付

「(仮称) 洋野風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送ください。

○受付期間 令和4年8月17日（水）～令和4年9月30日（金）まで

（郵送の場合は、当日の消印有効です。）

○送付先（郵送の場合）

〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング15階

日本風力開発株式会社 開発本部 長谷川 宛

○記載事項

①氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見  
(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

### 4. お問い合わせ先

日本風力開発株式会社 開発本部

担当者名：長谷川

電話番号：03-3519-7481

※準備書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<https://data.jwd.co.jp/info/hirono/>

※閲覧に際して、準備書及び要約書への書き込み、コピー及び写真撮影はご遠慮願います。

以 上

「(仮称) 洋野風力発電事業 環境影響評価準備書」

## ご意見用紙

### ご住所

ご氏名

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2 : この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。